

日本国環境省及びブラジル連邦共和国環境気候変動省との間の 環境分野における協力覚書（仮訳）

日本国環境省及びブラジル連邦共和国環境気候変動省（以下、個別には「当事者」、両者を合わせて「両当事者」という。）は、

2024年5月3日にブラジリアで、ブラジル連邦共和国のルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルバ大統領と日本国の岸田文雄首相によって発表された共同声明に基づき、「環境・気候・持続可能な開発及び強じんな経済に関するブラジルと日本のパートナーシップ・イニシアティブ」が立ち上げられたことを認識し、本協力覚書（以下、「本覚書」という。）がこのパートナーシップの実施に貢献することを強調し、

依然として続く貧困、食料不安、不平等が一層悪化させている、気候変動、生物多様性の損失、砂漠化及び汚染を含む地球規模の環境の課題や危機に対処するための緊急の行動が必要であることを認識し、

統合的、不可分かつ相互に依存し補強し合う形で、社会、経済、環境の側面における持続可能な開発を推進することへのコミットメントを想起し、また、極度の貧困を含むあらゆる形態及び側面における貧困の根絶が、持続可能な開発に向けた最大の地球規模の課題であり、不可欠な要件であることを認識し、

パリ協定の完全かつ効果的な実施を強化し、その目的及び長期目標を達成し、異なる各国の状況を踏まえて、衡平性及び共通だが差異ある責任と各国の能力の原則を反映させ、2050年までのネットゼロ排出の達成を目指すことを想起し、パリ協定の目標達成のために世界的な排出削減に貢献することによる、国連気候変動枠組条約の目的に沿って気候変動に取り組む両当事者の確固たるそれぞれのコミットメントを再確認し、

炭素クレジット市場における協力強化を通じたものを含む、持続可能なプロジェクトや環境サービスへの二国間投資機会の創出の重要性を強調し、

以下の認識に至った。

第1項 目的

本覚書の目的は、パリ協定及び持続可能な開発目標（SDGs）の迅速かつ円滑な実施に向けた行動の重要性を再確認し、持続可能な開発分野における相互協力を強化、促進、発展させることである。

第2項 協力分野

協力活動は、以下の環境保護及び気候変動対応に関連する、双方が合意した分野において決定することができる。

- 炭素クレジット市場や極端な気象現象に対する早期警戒システムを含む、気候変動に対する緩和及び適応
- 炭素の排出及び隔離の推計に関する研究協力
- 都市環境、汚染防止及びモニタリング
- 循環経済を含む、廃棄物管理及び持続可能な消費と生産手法
- 生態系サービスを提供する生物多様性の保全及び持続可能な利用
- 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の配分
- 環境教育
- 海洋環境
- 森林及び沿岸・沖合生態系の管理
- その他、相互に決定した環境に関連する他の分野

第3項 実施及び協力の形態

両当事者は、以下を含め、利用可能な資源の範囲内で、適切な形態を通じて協力を奨励及び促進する。

- 政策対話
- 情報交換
- 共同プロジェクト、研究、実現可能性調査、セミナー、ワークショップ及び会議
- その他、相互に決定する協力形態

第4項 修正

本覚書は、両当事者の書面による合意により、随時修正することができる。

第5項 問題の解決

本覚書の下での活動の運営から生じる如何なる問題も、両当事者の協議または交渉を通じて友好的に解決されるものとする。

第6項 開始及び終了

1. 本覚書の下での協力は、その署名日から開始される。
2. 本覚書の下での協力は、いつでも、意図する終了の日付の少なくとも6か月前に書面で通知することにより、いずれかの当事者によって終了し、そうした場合を除いては継続する。

3. 本覚書の下での協力の終了は、両当事者が別途合意した場合を除いて、進行中のプロジェクトや活動の期間について、プロジェクトや活動が完了するまで影響を及ぼさない。

2025年3月25日に東京において、英語による法的拘束力を持たない文書として、2部署名された。

日本国環境省

ブラジル連邦共和国環境気候変動省

浅尾 慶一郎
環境大臣

マリーナ・シルヴァ
環境気候変動大臣